

外部委託推進ガイドライン

平成21年3月
山口県

目 次

1	ガイドライン改定の趣旨	1
2	ガイドラインの位置付け等	1
3	外部委託推進の視点	1
4	外部委託の検討手順	2
	(1) 外部委託を行う事務・事業の範囲	
	(2) 検討の手順	
5	外部委託の判断基準	2
	(1) コスト比較、効率性、費用対効果の分析	
	(2) サービス水準の確保	
	(3) 県としての適正な事業執行の確保	
6	実施に当たっての留意点	3
	(1) 受託事業者の状況把握	
	(2) 柔軟な委託手法の検討	
	(3) サービス水準の確保	
	(4) 適法な労働条件の確保	
	(5) 責任の明確化	
	(6) 機密の保持	
	(7) 競争性・透明性・公平性の確保	
	(8) 外郭団体への委託	
	(9) これまでのノウハウ等の維持・承継	
	(10) 委託効果の検証と見直し	
7	今後の取組の方向	4
	(1) なお一層外部委託を推進する類型的業務	
	(2) 様々な手法による外部委託の検討	
	ア 指定管理者制度の導入	
	イ P F I の活用	
	ウ 「提案公募型アウトソーシング」の活用	
	(3) 県民活動団体との協働	
	(4) 実施計画の策定	
	(別表1；外部委託を推進する類型的業務)	6
	(別表2；外部委託推進に向けた事務事業点検フロー)	7

1 ガイドライン改定の趣旨

(1) これまでの取組

本県では、これまで「行政改革大綱」「新行政改革大綱」(平成8～12年度)、「新行政改革指針」(平成13～17年度)、「行政改革推進プラン」(平成18～21年度)に基づき行政運営の効率化を進めるとともに、平成14年には、「外部委託推進ガイドライン」を策定し、公共施設の管理運営業務や定型的・専門的な業務などを中心に、事務事業の外部委託を積極的に推進してきた。

(2) 改定の背景

近年、公共サービスにおける民間活力の活用が推進されており、PFI、指定管理者制度の導入に続き、平成18年には「公共サービス改革法」が施行されるなど、外部委託等を推進するための制度整備が進んでいる。

こうした中、本県の財政環境は未曾有の危機を迎えており、事務事業の総点検などを通じた徹底的な歳出の見直しを進めなければならず、その見直しを進める過程で、県民活動団体との協働など、行政と民間との適切な役割分担の下、一層の外部委託を推進する必要がある。

さらには、民間事業者等の事業機会の拡大や新たな雇用創出による地域経済の活性化という観点からも、今後、一層の外部委託の推進が求められている。

2 ガイドラインの位置付け等

(1) ガイドラインの位置付け

このガイドラインは、全庁的に事務事業の外部委託を積極的かつ計画的に推進するとともに、その基本姿勢を明らかにすることにより、県民と共通認識を持ち、協働してその推進を図っていくための指針とする。

(2) 基本的な考え方

「民間にできることはできる限り民間にゆだねる」ことを基本として、行政と民間との適切な役割分担の下、効率性、専門性や行政責任の確保等の観点を踏まえ、外部委託を積極的かつ計画的に推進する。

(3) 外部委託の定義

「外部委託」とは、県が行政責任を果たす上で必要な監督権などを留保した上で、その事務事業を民間企業、外部の団体、個人などに委託することをいう。

3 外部委託推進の視点

本県では「民間にできることはできる限り民間にゆだねる」ことを基本に、次の視点から、外部委託の適正かつ積極的な推進を図るものとする。

(1) 県民サービスの向上

民間の技術力やネットワーク、蓄積されたノウハウを取り入れることで、多様化する県民ニーズに機動的、効率的に対応し、県民サービスの向上を図る。

(2) 県民との協働

公共・公益サービスなど行政が担ってきた業務について、NPOなどの県民活動団体や民間企業との協働を積極的に進め、県行政への県民参加を促進することで、県民が主体的に地域づくりに取り組める環境を整備する。

(3) 地域経済の活性化

規制緩和等を活用した民間への公共サービスの開放により、民間における新たな事業機会の創出、地域雇用の拡大を図る

(4) 行政運営システムのスリム化・効率化

競争原理や民間の柔軟な発想と資源（ノウハウや人材、資金等）を活用することにより、コストの縮減を図るとともに、県が直接実施すべき業務に職員等を集中化することにより、業務の効率化・高度化及び組織のスリム化を図る。

4 外部委託の検討手順

(1) 外部委託を行う事務・事業の範囲

県が実施している全ての事務事業を対象として幅広く検討を行う。

ただし、法令上の規定や公正性・公平性等の観点から県が直接実施すべき業務は除く。

(2) 検討の手順

県の事務事業の必要性の有無及び担い手のあり方については、事務事業総点検の取組などを踏まえた下記の手順で適宜検討を行い、外部委託の積極的な推進のみならず、事務事業の廃止・縮小、国や市町との役割分担の見直しなど、その時々々の社会や経済情勢を踏まえた対応を実施していくものとする。

この検討の流れは、一度検討・見直して終わりということではなく、各部局において、別表2「外部委託推進に向けた事務事業点検フロー」を参考に事務事業の点検を行い、外部委託の推進に向けた継続的な取組に努めるものとする。

ステップ1 事務事業の必要性の検討

県が実施している業務について、何を目的に、どのような成果を得るために実施している業務であるかを明確にした上で、社会経済状況の変化、県民ニーズの低下、法令の見直し等により、その必要性や効果が認められないものは廃止する。

ステップ2 行政が実施すべき事務事業かどうかの検討

必要性が認められ、県が実施している業務について、公的関与の観点から、県の担うべき役割、県が提供すべき公共サービスの範囲を見直し、民間に委ねた方が、より効果的・効率的に実施できるものは、民営化・民間開放する。

ステップ3 県と国・市町との役割分担の見直し

公的関与が認められ、県が実施している業務について、県と国・市町との役割分担の観点から、県が担うべき業務であるかを明確にし、県の責任領域でないものは、国・市町へ移管・移譲する。

ステップ4 県が直接実施すべき業務の見直し

県が行うべきと認められた業務について、その実施・執行方法の見直しを行い、県が直接実施する必要がない業務は、民間への外部委託を行う。また、業務の性格等に応じて、県民・NPO等との協働を積極的に推進する。

5 外部委託の判断基準

どのような効果をねらって外部委託を検討するのか、あらかじめ明確にした上で、以下に掲げる視点を中心に総合的に検討を行い、委託の可否を判断するものとする。

(1) コスト比較、効率性、費用対効果の分析

直営（事業費に含まれていない職員の人件費を含む。）で行う場合と委託した場合とのコスト比較を行い、また、費用対効果にも留意しながら、外部委託を実施することにより総体として効率性が拡大するかどうかを検証を行うこと。

この場合、単に現行のコストと委託した場合のコストを比較するだけでなく、例えば、非常勤嘱託員や人材派遣の活用なども視野に入れ、効果的・効率的なサービス提供に向けた幅広い検討を行うこと。

〔直営で実施した場合の所要経費〕

= 事業費 + 県人件費相当額（年間人件費×人役）

〔外部委託時のコスト〕

= 委託料 + 県執行経費（事業費 + 人件費相当額）

人件費は、給与のみならず、福利厚生経費等を含むトータルのコストとする。

（参考）職員1人当たりの人件費の算出例

平均給与 共済組合事業主負担金等の福利厚生経費 退職手当相当額を合算して年間人件費を算出する。

人役は業務実態に応じ、業務に従事している割合又は所要時間により算出する。

（２）サービス水準の確保

あらかじめ県として確保すべきサービスの水準を明確にし、外部委託によって県民サービスが低下することのないよう留意すること。また、将来にわたって県民サービスの水準の確保が図られるよう、中長期的視点も踏まえて委託の内容及び手法等の比較検討を行う必要があること。

（３）県としての適正な事業執行の確保

県民サービスの公平性の確保、個人情報等の機密保持、緊急時の対応など、県として適正な事業執行が確保できるかどうか検討すること。

なお、公正性や公平性の判断を要しない部分の切り分けや、契約等において判断基準等を設けることで、民間に委ねることも可能であることに留意すること。

6 実施に当たっての留意点

外部委託の実施に当たっては、以下のような点を踏まえ、関連事務の適切な執行に留意するものとする。

（１）受託事業者の状況把握

外部委託の相手方となり得る民間企業・県民活動団体等の把握・発掘に努めると共に、その技術水準など業務遂行能力に留意すること。

（２）柔軟な委託方法の検討

コスト縮減効果を高め、受託事業者が受託しやすいような業務内容となるよう、委託方法等について柔軟に検討すること。

（３）サービス水準の確保

仕様書において達成すべきサービス水準をできる限り具体的に明記しておき、サービス水準の確保に努めること。

また、モニタリングの実施等により、サービス水準が要求水準を満たしているか、適宜評価を行うこと。

（４）適法な労働条件の確保

外部委託による経費の縮減は、委託先を決定する上での重要な判断基準の一つではあるが、受託者による委託料の過度の削減によって、労働条件が労働基準法や最低賃金法等の労働関係法令に抵触することのないよう委託先に対し注意を促すこと。

（５）責任の明確化

県としての行政責任を果たす必要があることから、契約に当たっては、外部委託により責任の所在があいまいにならないよう、個人情報の管理や事故が発生した場合の責任などについては、県と委託先の責任の範囲をあらかじめ明確にしておくとともに、契約の履行過程において県の管理監督

が十分に働くよう留意すること。ただし、過度の干渉により委託先の企業努力のインセンティブを阻害することのないよう留意すること。

また、県民生活に直接影響が及ぶ業務など、安全性の確保が不可欠なものについては、その確保について明確に契約に盛り込むこと。

(6) 機密の保持

機密の保持等が必要な事務事業については、機密保持が担保されるよう契約において明確にしておくこと。

(7) 競争性・透明性・公平性の確保

相手方の選定に当たっては、効果的に競争原理を引き出すとともに、選定手続きの公平性・透明性を確保するため、原則として入札によること。

ただし、事務事業の性格に応じ、法令、規則等の定めに基づき、随意契約とすること、あるいは他の政策目的のために、一定の合理的な範囲で参加資格要件を定めることを妨げるものではない。

(8) 外郭団体への委託

外郭団体への委託を行う業務については、民間企業・NPO等への外部委託が可能かどうかを十分に検討し、事務事業の性格上、当該外郭団体以外への委託になじまないと判断される場合には、その選定理由を明確にすること。

(9) これまでのノウハウ等の維持・承継

外部委託にあたっては、行政内部で蓄積してきた知識、技術、ノウハウの継承及び更新に努め、委託業務の内容がブラックボックス化し、適切な管理監督や緊急時の対応ができない状態が発生することを防止するための措置を講じること。

また、受託者が変更となった場合にもサービスの低下等を防止するとともに、特定事業者ノウハウ等が蓄積することにより他事業者の新規参入を妨げることにならないよう、新規受託者への円滑な引継ぎを可能とするための措置を講じておくこと。

(10) 委託効果の検証と見直し

委託後においても、サービスの質やコストの妥当性など、その効果を随時検証し、必要に応じて委託内容や委託料の積算見直しを行うなど、より効果的な委託の推進を図ること。

7 今後の取組の方向

(1) なお一層外部委託を推進する類型的業務

別表1に掲げるような定型的業務、専門的業務、企画運營業務等については、一般的に外部委託になじみやすいと考えられており、従来から取組を進めてきた分野でもある。

こういった分野については、重点的に外部委託を推進していく分野として、情報提供に努めるとともに、間接的・付随的な業務の切り分けや、一連の関連業務や部局を横断する類似業務の包括化などにより、新規委託や委託内容の拡充ができないか、検討する必要がある。

(2) 様々な手法による外部委託の検討

業務委託に限らず、以下の指定管理者制度やPFIなど多様な外部委託手法の活用について検討を行うとともに、既に外部委託している事務事業についても、一層の効率化やサービスの質の向上等を図る。

ア 指定管理者制度の導入

指定管理者制度の導入は、民間の経営感覚や管理手法の活用等により、県民サービスや利用率の向上と経費の節減だけでなく、民間との協働への取組につながることから、平成16年に策定した「指定管理者制度導入ガイドライン」に基づき、推進していくものとする。

イ P F I の活用

公共施設等の整備事業を実施する1手法として、平成17年に策定した「P F I 導入基本指針」に基づき、導入の可能性を積極的に検討し、その結果、効果が見込まれるものについて、適切な導入を進めていく。

ウ 「提案公募型アウトソーシング」の活用

外部委託の推進にあたっては、従来は、行政機関内部で個々の業務ごとに外部委託の適否を判断し、特に県民の意見を反映する必要があるものについては個別に対応してきたところであるが、外部委託をより一層推進していくため、「提案公募型アウトソーシング」を活用することとする。

- 提案公募型アウトソーシングとは -

県が実施する事務事業、業務について、一層の民間活力の活用を進める手法の一つとして実施するものであり、当事業の取組を通じて公共サービスの担い手の最適化を図り、サービスの質を高め、あわせて、新たな事業創出機会の拡大、県民との協働、経費の節減、職員の意識改革などを進めていくもの。

(3) 県民活動団体との協働

県民活動団体のきめ細やかな専門的・先駆的取組や団体間のネットワークを活用した方が、効果的・効率的に目標を達成でき、県民サービスの向上が見込まれる業務については、対等なパートナーであるとの認識の下に、県民活動団体への委託を積極的に推進するものとする。

なお、実際に県民活動団体への委託・協働を検討する場合は、「県民活動促進基本計画」「県民活動団体との協働に関するガイドブック」等に基づき検討を行うこと。

(4) 実施計画の策定

各部局における事務事業の点検による見直し及び検討結果を踏まえ、「外部委託推進実施計画」を策定し、計画的な取組を行うものとする。

(別表1)

外部委託を推進する類型的業務

区 分	検討対象業務例	個別業務例
<u>定型的業務</u> 定型的、大量に発生する業務で、委託により行政運営の効率化や経費の節減などが期待できるもの	集計・電算入力・台帳整備等データ管理業務	・給与計算、調査集計のための入力等 ・各種台帳管理等
	各種アンケート・統計・調査業務	・定期的実施している調査や統計等 ・アンケート実施、報告書とりまとめ等
	窓口サービス業務	・自動車税申告書の受付、審査、証紙徴収等 ・本庁舎の窓口案内、中央県民相談室の運営等
	その他	・通送文書、郵便物、宅配便の受領、交付、発送 ・行政資料等の印刷・製本等
<u>専門的業務</u> 高度な技術、専門的な知識を必要とする業務で民間の専門的な能力を活用した方が効率的なもの	公共事業関連業務	・施設設計、測量、図面作成等
	土木施設等維持管理業務	・ダム施設、道路等の保守管理等
	用地買収等関連業務	・用地買収関連業務、登記関係業務等
	技術指導・相談業務	・技術指導、経営指導・相談、職業能力開発等
	免許試験関係業務	・調理師免許の試験、登録、交付等
	調査研究・分析・検査・検定業務	・水質検査、地質検査、依頼分析等
	情報化関連業務	・システム開発、ネットワーク管理、電算システムの運用管理等
	その他	・税外未収金の債権管理等
<u>企画運営業務</u> 民間の企画、構想力、ノウハウを活用することで、より効果的な運営が期待できるもの	イベント、シンポジウム等の企画運営業務	・会場設営、駐車場整理、受付・会場案内等
	研修、講座等開催業務	・職員研修の企画提案、実施・運営、研修評価、施設管理等
	計画・構想等策定業務	・計画策定のための調査研究等
	広報業務	・広報誌やテレビ・ラジオ広報番組の制作・広報効果測定等
	その他	・物産振興、企業誘致等
<u>施設の管理運営業務</u> 公の施設等の管理運営で、委託により弾力的・効率的な運営が期待できるもの	公の施設の管理運営	・文化施設、体育施設、福祉施設等の管理運営等
	庁舎等の維持、管理業務	・県有施設の警備、清掃、設備機器の保守点検業務等

外部委託推進に向けた事務事業点検フロー

